

京都市介護サービス事業者の指定等に係る審査手続に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市介護サービス事業者の指定等に係る審査手続に関する要綱（以下「審査要綱」という。）に定める協議、申請及び届出に係る提出書類について定めるものとする。

(事前相談に係る提出書類)

第2条 審査要綱第4条第1項及び第12条第1項の規定による事前相談票は、様式1によるものとする。

(指定申請に係る提出書類)

第3条 審査要綱第5条第2項及び第13条第2項の規定による添付書類は、様式2から様式3までによるものとする。

2 審査要綱第9条及び第15条の規定による指定申請内容変更の届出に係る書面は、様式4によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領施行後1年の間に提出された京都府介護サービスの事業者指定に係る審査手続に関する要領（平成23年4月1日京都府改正）に基づく書面は、この要領に規定する書面として提出されたものとみなす。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

第1号様式(第4条、第12条関係)

事前相談票

※同一事業所における複数サービスの事前相談を同時に行う場合は、一枚の事前相談票で構いません。
(「『居宅サービス』と『介護予防サービス(介護予防・日常生活支援総合事業含む)』」や「『訪問看護』と『介護予防訪問看護』」など。)

相談者	法人名	所属・役職名		作成日	
	所在地				
	電話番号	メールアドレス			
相談に係るサービス種別					

◎法人の概要

法人の概要	法人名					
	法人の所在地					
	法人の連絡先	電 話			F A X	
	代 表 者	役職名			氏 名	
	介護保険以外の事業概要					
介護保険事業の実施状況	現在実施中の介護保険事業				指定年月日	
					指定年月日	
	直近の実地指導日	指導の有無	有 (指導日) ・ 無			
		指導の内容			返還金の有無	有 ・ 無
同一敷地内で行う事業(予定を含む)	介護サービス事業等					
	障害福祉サービス事業等					
	上記以外					

◎人員の状況

・主な従業者（管理者、サービス提供責任者、生活相談員、計画作成担当者など。）

職 種	氏 名	資 格	実務経験年数(○年△月)
管理者			
サービス提供責任者			
生活相談員			
計画作成担当者			

・従業者全体の実務経験（事務職員を除く）

従業者数（人）	実務経験2年以上の者の数（人） ※1	比 率（％） ※2

※1 介護・保健医療・福祉などの事業所で2年（非常勤は400日）以上の直接処遇の職歴を有する者。

※2 事務職員を除く従業者の3割以上が実務経験を有する者であることが必要です。

※3 管理者は常勤者、サービス提供責任者は原則常勤者であることが必要です。

◎設備の状況

事務室の専用面積 ※1	㎡ （ ≥ 7.4 ㎡ ）		
相談室 ※2	建物の 階	㎡	エレベーターの有無
	共用する事業		
洗面所（手洗い）		トイレ	
浴室	有 （個別浴槽 ・ 一般浴槽 ・ 特殊浴槽） 箇所 ・ 無		

※1 同一事業所において複数の事業を行う場合は、本相談の事業に係る面積としてください。

※2 車いす等を使用する高齢者に配慮して、1階又はエレベーターが設置されていることが必要です。

また、個室でない場合は、間仕切りなどにより、相談内容などが漏れないようプライバシーへの配慮が必要です。

◎主な掲示事項

営業日 ※	
営業時間	
その他の費用	
通常の事業実施地域 ※	

※ 除外する日時(12/29～1/3)や地域(「右京区(京北地域を除く)」など) がある場合は、具体的に記入してください。

◎建物及び土地の状況

建 物 ※	使用する権原	所有権 ・ 使用貸借権 ・ 賃借権		
		権利の期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
	建物の概要 (利用予定)	造	階建て	
		年築	現 況	
		利用予定	階建	階部分 ㎡
		他の階の利用状況		
	建築法規等	用途変更	要 ・ 不要	※ 確認状況等について具体的に記入してください。
		建築基準法	済 ・ 未	
		バリアフリー条例	済 ・ 未	
		消防法	済 ・ 未	※ 確認状況等について具体的に記入してください。
	予定期間 (新築・改修のみ)	着工	年 月 頃	
		竣工	年 月 頃	
	土 地 (新築のみ)	使用する権限	所有権 ・ 使用貸借権 ・ 賃借権	
		権利の期間	年 月 日 ～ 年 月 日	

※ 本相談を踏まえた図面の変更等ができるよう、必ず、建築確認申請や賃借をされる前にご相談ください。

また、指定日の約2週間前までには、引渡し等を受けている必要があります。

第2号様式(第5条、第13条関係)

経歴書()

事業所又は施設の名称			
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
住所	(郵便番号 ー)		
電話番号			
主 な 職 歴 等			
年 月 ～ 年 月	勤 務 先 等	職務内容	常勤・非常勤の別
	()		常勤・非常勤
	()		常勤・非常勤
	()		常勤・非常勤
	()		常勤・非常勤
	()		常勤・非常勤
	()		常勤・非常勤
	()		常勤・非常勤
	()		常勤・非常勤
	()		常勤・非常勤
	()		常勤・非常勤
	()		常勤・非常勤
	()		常勤・非常勤
職務に関連する資格			
資格の種類		資格取得年月日	
備 考(研修等の受講の状況等)			
兼務している職種、事業所及び勤務時間			
事業所名	職種	勤務時間(週単位)	

<記入上の注意等>

- 1 経歴書()には、「管理者」「サービス提供責任者」等役職名を記入してください。
- 2 当該管理者が管理する事業所・施設が複数の場合は、「事業所又は施設名」欄を適宜拡張して、その全てを記入してください。
- 3 京都市以外に所在する事業所に勤務経験を有する場合は「勤務先等」欄()に所在市町村名(京都府外の場合は都道府県名を含む。)を記入してください。

第3号様式（第5条、第13条関係）

誓 約 書
(居宅サービス事業等用)

当法人が、介護保険法に基づいて指定又は許可を受けて事業を実施するに当たり、下記の事項を誓約します。

(あて先) 京都市長

年 月 日

(申請者) 住 所

法人名

代表者名

連絡先

事業所名

サービス種別

記

- 1 介護保険関係法令及び同法に基づく本市の条例で定める基準並びに同法関係通知及び当該介護保険事業の実施に係るその他関係法令等の内容について認識しており、適正な介護保険事業の運営に努めます。
- 2 申請者又は役員等は、介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第2項、第78条の2第4項及び第6項、第79条第2項、第86条第2項、第94条第3項、第107条第3項、第115条の2第2項、第115条の12第2項及び第4項並びに第115条の22第2項に掲げる者ではありません。
- 3 申請者又は役員等は、「京都市介護サービス事業者の指定等に係る審査手続に関する要綱」第8条第1項第1号シに掲げる者ではありません。
- 4 申請者は、「京都市暴力団排除条例」第2条第4号イ及びエに掲げる者ではありません。
- 5 役員等は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 6 事業所の運営について、「京都市暴力団排除条例」第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けません。
- 7 法人役員(個人医療機関の開設者を含む。)又は従業者が、法令に違反する等の不正行為に関与していることが明らかな場合は、京都市が、当該事業所等(当該法人が開設する全ての事業所を含む。以下同じ。)に対して指定取消等の処分を行うことがあることを承知しています。
- 8 指定申請の内容と異なる事業運営を行うこと(特に資格要件を満たさない従業者や勤務実態が申請の内容と異なる者がサービスの提供を行うこと等)及び人員、設備及び運営に関する基準を満たさない事業運営を行うこと等、重大な法令違反があった場合に、京都市が、当該事業所等に対して指定取消等の処分を行うことがあることを承知しています。
- 9 指定申請手続を開始した後に判明した事実により、たとえ施設を建設し、従業員を確保した後であっても適正な事業運営ができないと判断される場合は、指定等を行うことができない場合があることを承知しています。
- 10 京都市等が介護保険関係法令に基づき当該事業所等に対して行う実地調査等に協力します。
- 11 京都市に提出した申請書等の内容及びその協議等の経過について、第三者(マスコミ又は利害関係者等)から求めがあった場合には、京都市が情報(個人情報に係るものを除く。)の公開を行うことがあることを承知しています。
- 12 介護保険サービス事業を行うことができなくなった場合において、当該事業所の利用者が継続して同等のサービスを利用できる方策を講じます。
- 13 指定等を受けようとしている介護保険サービス事業と介護保険法以外の事業を明確に区分するため、次の要件を満たします。
 - ア 従業者の配置又は設備機能が一体となって運営されるおそれがないこと。
 - イ 経理を明確に区分し、会計帳簿、決算書類その他の収支の状況を明らかにする書類を整備すること。
- 14 当該介護保険事業所の設備を活用して自主事業を行う場合、事前に京都市等に協議を行います。

年 月 日

指定申請内容変更届出書

(あて先) 京都市長

(申請者) 住 所

法 人 名

代表者職・氏名

連 絡 先

次のとおり計画・指定申請の内容を変更したので、「京都市介護サービス事業者の指定等に係る審査手続に関する要綱」第9条又は第15条の規定により変更内容について届け出ます。

事業所名		
サービスの種類		
変 更 内 容		
変 更 前		変 更 後
変更理由		